

報告第 27 号

紫波町下水道事業の設置等に関する条例及び紫波町長等の損害賠償責任の一部
の免責に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

紫波町下水道事業の設置等に関する条例及び紫波町長等の損害賠償責任の一部の免責に
関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年紫波町条例第 12 号）について、地方自治法
（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 46 年紫波町
条例第 19 号）第 2 条第 9 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 31 日専決処分したから、同
法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

紫波町下水道事業の設置等に関する条例及び紫波町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

(紫波町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紫波町下水道事業の設置等に関する条例（平成22年紫波町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(紫波町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 紫波町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年紫波町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 7 第 1 項</u> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法 <u>第 243条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 8 第 1 項</u> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法 <u>第 243条の 2 の 9 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。